特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
結城市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県結城市長

公表日
令和7年3月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母子並びに乳幼児の健康保持増進に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥母子健康手帳交付台帳の整備 ⑦母子健康手帳の再交付 ⑧妊産婦の訪問指導 ⑨低体重児の届出の受理 ⑩未熟児訪問指導
③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
妊婦台帳ファイル、妊産婦健診ファイル、乳幼児健診ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表70 の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、第2の表8の項、95の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条，38条の3	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部　健康増進課　（茨城県結城市中央町二丁目3番地）　0296-32-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　健康増進課　（茨城県結城市中央町二丁目3番地）　0296-32-1111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月7日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[○]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務に必要な情報のみの管理を徹底しており、権限のない者の使用を防ぐためアクセス権限の管理をおこなっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	表紙 評価書名	健康管理(母子保健法)による事務　基礎項目評価書	母子保健に関する事務　基礎項目評価書	事後	
平成29年12月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利	本市は，健康管理(母子保健法)による事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあた	本市は，母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人	事後	
平成29年12月1日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理(母子保健法)による事務	母子保健に関する事務	事後	
平成29年12月1日	Ⅰ関連情報　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務	・乳幼児の健康保持増進のため，対象者を把握し健康診査を実施するとともに，健康診査実	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき，母子健康手帳の交付，新生児等の訪問指	事後	
平成29年12月1日	Ⅰ関連所法　5評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進ｾﾝﾀｰ長　松本　美津子	健康増進ｾﾝﾀｰ長　成瀬　和恵	事後	人事異動
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人員	平成26年12月26日　時点	平成29年12月1日　時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数	平成26年12月26日　時点	平成29年12月1日　時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅰ　関連情報 5 評価実施機関における担	健康増進センター所長　成瀬　和恵	健康増進センター所長	事後	新様式へ変更
平成31年3月15日	Ⅳリスク対策１～９	項目なし	Ⅳリスク対策１～９への記載	事後	新様式へ変更
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつの時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	妊婦台帳ファイル，妊婦健診ファイル，乳幼児健診ファイル	妊婦台帳ファイル，妊産婦健診ファイル，乳幼児健診ファイル	事後	
令和2年3月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第7号　別表第二　第56－2項	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7	事後	
令和3年3月3日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署	保健福祉部　健康増進センター	保健福祉部　健康増進課	事後	組織改編に伴う変更
令和3年3月3日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における所属長の役職名	健康増進センター長	健康増進課長	事後	組織改編に伴う変更
令和3年3月3日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	保健福祉部　健康増進センター(茨城県結城市結城1194)　0296－32－7890	保健福祉部　健康増進課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)　0296－34－0329	事後	組織改編，庁舎移転に伴う変更
令和3年3月3日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関す	保健福祉部　健康増進センター(茨城県結城市結城1194)　0296－32－7890	保健福祉部　健康増進課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)　0296－34－0329	事後	組織改編，庁舎移転に伴う変更
令和3年3月3日	Ⅱしきい地判断項目 1．対象人数 いつ時点の計算か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月3日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムにおける	番号法第19条第7号　，別表第二の56の2，69の2	番号法第19条第8号　，別表第二の56の2，69の2	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情ファイルを取り扱う事務　②事		評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和4年3月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請	事後	追加
令和5年3月10日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	保健福祉部　健康増進課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)　0296－34－0329	保健福祉部　健康増進課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)　0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	Ⅰ関連情報　8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関す	保健福祉部　健康増進課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)　0296－34－0329	保健福祉部　健康増進課(茨城県結城市中央町二丁目3番地)　0296-32-1111	事後	記載内容の修正
令和5年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請	事後	記載内容の修正
令和6年3月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　第49項	番号法第9条第1項　別表70 の項	事後	改正番号法による修正
令和7年3月7日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表第二の56の2、69の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するた	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、第2の表8の項、95の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた	事後	改正番号法による修正
令和7年3月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正